

令和7年度競争入札参加資格の追加申請等における主な留意点

1 納税証明書（指名願）省略について

札幌市競争入札参加資格の申請に必要な納税証明書につきまして、札幌市が発行する納税証明書（指名願）の提出を省略できるよう取扱いを変更いたしました。

2 対象となる申請区分

- (1) 物品・役務
- (2) 工事・建設関連サービス・道路維持除雪

3 対象となる申請期間

令和7年9月11日（木）以降

4 納税証明書（指名願）省略の対象となる申請者

- ・ 札幌市が発行する納税証明書（指名願）省略の対象です。
- ・ 札幌市外の市区町村が発行する市区町村税の納税証明書は省略できません。

5 市区町村が発行する「市区町村税の納税証明書」の請求先について

請求先は別表のとおり、契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地が「市区町村税の納税証明書」の請求先となります。

6 納税証明書（指名願）省略における留意点

- (1) 審査基準日以前の納期限を超過した未納税があることが判明した場合は札幌市から連絡します。
- (2) 未納税を審査基準日より後に納付した場合は「納税証明書（指名願）」を提出してください。

7 札幌市競争入札参加資格の申請方法等について

追加登録申請受付についてのページにてご案内しております。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。なお、納税証明書（指名願）省略についても「申請の手引き」に記載しております。

参照）ホーム＞観光・産業・ビジネス＞入札・契約＞入札参加資格情報＞追加登録申請受付について

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/29tsuika.html>

市区町村が発行する「市区町村税の納税証明書」の請求先について

契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地が「市区町村税の納税証明書」の請求先となります。

【納税証明書の請求先フローチャート】

